

平成20年10月20日施行
平成27年 4月 1日改訂
令和 2年 7月28日改訂
令和 3年 1月27日改訂
令和 3年 7月12日改訂
令和 3年 8月20日改訂
令和 4年 3月17日改訂

釧路開発建設部オープンカウンター方式による実施要領

(総則)

第1条 釧路開発建設部に係る物品役務契約（工事請負契約及び建設コンサルタント契約に係るものを除く。）に関するオープンカウンター方式による見積書の提出等については、別に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

(参加資格)

第2条 オープンカウンター方式による見積に参加する者は、次の各号の一般的資格及び契約の性質又は目的による必要な資格（以下、「発注者が定める資格」という。）を有していること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (2) 原則として、契約の属する年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「物品の販売」、「物品の製造」又は「役務の提供等」で、北海道地域の競争参加資格（以下「競争参加資格」という。）を有するものであること。ただし、競争参加資格を有していない者であっても、発注者が過去の実績等により十分な履行能力があると認める場合に限り、見積合わせに参加することができる。
- (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(閲覧の方法等)

第3条 オープンカウンター方式による見積における見積依頼書（様式1）・仕様書・見本等（以下「仕様書等」という。）の閲覧を希望する者は、閲覧カード（様式2）に必要事項を記入し、下記箇所の閲覧カード投函箱に必ず投函すること。仕様書等の貸出用については、持出しを自由とするが返却は1時間以内とする。

- ・ 釧路開発建設部契約課
- ・ 根室道路事務所
- ・ 弟子屈道路事務所
- ・ 中標津道路事務所
- ・ 根室農業事務所

また、電子メールによる見積依頼書、仕様書等の交付依頼は、見積合わせ前日の13時まで受け付けることとする。なお、電子メールにおける交付を受理した場合は閲覧カードの提出は不要とする。詳細は釧路開発建設部HPに掲載する。

発注件名は、以下の釧路開発建設部HP内オープンカウンター一覧表に掲載する。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/keiyaku/qgmend0000000nzt.html>

(発注者が定める資格)

第4条 発注者が定める資格について、仕様書等に記載されている場合は、資格を有することを証

明する書類を、第7条に示す見積書に添えて提出すること。

(同等品確認)

第5条 仕様書等に「同等品」の記載がある場合は、同等品での見積を認めるが、見積依頼書に示す期限までに同等品確認書(様式3)を契約課需品スタッフ宛に電子メール(持参又は郵送等可)で提出し、承認を得ること。確認を受けていない規格外の物品の納入は認めない。

なお、承認の可否については、同等品確認書を提出した者に、原則、電子メールで通知する。ただし、閲覧者全員に公表すべきと発注者が判断した場合は、公表する場合がある。

(仕様書等への質問)

第6条 仕様書等の内容に質問がある場合は、質問シート(様式4)に内容を記載し、見積依頼書に示す期限までに契約課需品スタッフ宛に電子メール(持参又は郵送等可)で提出すること。

なお、質問に対する回答は、閲覧者全員に、原則、電子メールで通知する。

(見積等)

第7条 オープンカウンター方式による見積に参加する者は、本実施要領、仕様書等を熟読のうえ、見積依頼書に示す提出期限までに下記のいずれかの方法で見積書(参考様式参照)を提出すること。

なお、一度投函・提出した見積書の引換え、変更及び取消しはすることができない。

(1) 下記の箇所に設置している入札箱に投函する方法

- ・ 釧路開発建設部契約課
- ・ 根室道路事務所
- ・ 弟子屈道路事務所
- ・ 中標津道路事務所
- ・ 根室農業事務所

(2) 郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(信書便にあつては送達記録のあるものに限る。)(以下「郵送等」という。)により、契約課需品スタッフ宛に提出する方法

2 次の(1)、(2)の手続きを行った場合については、見積書の押印省略を可とする。

(1) 提出する見積書に「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

(2) 下記①又は②のどちらか一つを行うこと。

① 見積書を提出する封筒に上記(1)で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先が記載された名刺(コピー可)を同封して提出すること。

② 見積書提出日時までに、電子メールの本文に、見積書の押印を省略する契約件名と上記(1)で見積書に記載した「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記入して契約課需品スタッフ宛に送信すること。送信する電子メールの件名は「押印省略の申出(会社名)」とすること。

なお、同一の見積書開封日の契約案件については、一通の電子メールで申し出ることを可とする。

3 電子メール又はFAXによる見積書の提出は認めない。

(公正な見積の確保)

第8条 オープンカウンター方式による見積に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(見積書の無効)

第9条 次の各号の一に該当する見積は、無効とする。

(1) 件名、金額、氏名、押印(押印を省略する場合、「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先の記載がないもの)等見積書に記載等を必要とする事項について、記載等のない見積書又は不明確な見積書

(2) 同一人に見積書で金額の異なる二通以上の見積書

- (3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (4) 金額を訂正した見積書
- (5) 参加資格及び発注者が定める資格を有しない者の見積書
- (6) 閲覧カードの提出がない者の見積書（電子メールにおける交付を受理した場合を除く）
- (7) 郵送等で見積書の提出をする場合で、見積依頼書に記載する見積書提出期限までに契約課需品スタッフに到着しなかった見積書
- (8) 同等品の事前承認が必要な場合で、事前承認無しに投函・提出された見積書
- (9) 前各号のほか仕様書等の条件に違反する見積書

(見積合わせ)

第10条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時において非公開で行う。

(予定価格の制限の範囲内で見積書がない場合)

第11条 発注者は、見積合わせをした場合において、提出された見積書のうち予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積をした者がいない場合は、原則、見積参加者全員に再度の見積書の提出を求める。ただし、発注者の都合により当該案件の再度の見積合わせを中止する場合がある。

(決定)

第12条 有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者を契約の相手方（以下「受注者」という。）に決定する。受注者には速やかに電話等で通知する。

2 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより受注者を決定する。くじ引きの日程は、電話等で通知する。

(契約書等の提出)

第13条 受注者は、見積依頼書に契約書又は請書の作成を要する旨記載がある場合は、発注者から交付される契約書又は請書に記名押印し、決定日の翌日から起算して7日以内に、これを発注者に提出しなければならない。

2 請書の作成については、「本件責任者」及び「担当者」の氏名・連絡先を記載することにより、押印省略を可とする。ただし、電話等にて「本件責任者」及び「担当者」の所在確認を行う。

なお、契約書の押印省略は行うことはできない。

(見積結果の公表)

第14条 見積結果については、受注者を決定した翌週に公開する。見積結果は釧路開発建設部入札公示室に備え付け、自由に閲覧できるものとする。

(契約の変更)

第15条 発注者は、必要がある場合は受注者との協議により契約の変更をすることがある。

(契約金額の変更)

第16条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡)

第17条 受注者は、契約内容を完了したときはその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。

3 検査に合格したとき、受注者は、納入品又は業務目的物を発注者に引渡さなければならない。

(瑕疵担保責任)

第18条 受注者は、納品完了又は履行完了の日から1年間、納入品又は業務目的物の瑕疵を補修し又はその瑕疵によって生じた滅失若しくは毀損に対して損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第19条 受注者が仕様書等に定める条件に違反し契約を解除したとき、又は受注者が正当な理由がなく契約を解除したときは、受注者は解除部分に相当する契約代金の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

(支払遅延防止)

第20条 検査及び支払に関する事項については、この実施要領に定めるほか、政府契約の支払遅

延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによる。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について）

第21条 受注案件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4 受注案件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

○質問シート・見積書を郵送等で提出する場合の宛先は下記のとおり

〒085-8551

釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎

北海道開発局 釧路開発建設部 契約課需品スタッフ宛

TEL : 0154-24-7145・7146

電子メールアドレス : hkd-ks-juhin@gxb.mlit.go.jp